令和2年5月20日

被災地支援に関わる皆様

　長野県災害時支援ネットワーク

事務局　長野県 NPO センター

長野県社会福祉協議会

**新型コロナウイルス感染症の被災地の支援活動における活動方針について**

令和2年4月7日に政府が7都府県に緊急事態宣言を発令したことを受けて、長野県災害時支援ネットワークとして被災地支援に関わる皆様に4月8日付で支援活動の自粛を要請させていただきました。この度、5月14日の本県緊急事態宣言の解除に伴い、皆様におかれましては被災地での活動再開を検討されているとともに、被災地も支援活動を望んでいると思います。

しかしながら、引き続き緊急事態宣言が発令されている８都道府県においては、減少傾向は見られるものの、相当数の新規感染者が発生しており、いまだに県外からの感染者リスクは低下しておりません。

つきましては、長野県災害時支援ネットワークとして現状にあわせ5月20日から5月31日まで、下記のとおり要請します。内容について承知いただくとともに、活動における感染防止対策に万全を期してください。何卒ご協力よろしくお願いします。

記

１．県外から長野県内に来る（他県等の往来）ボランティア、NPO団体の活動について

特定警戒都道府県からの移動を伴うボランティア活動を自粛するよう引き続き要請します。また、特定警戒都道府県以外の県域をまたいだ活動の自粛、県外から人を呼び込まない運営について、検討の協力をお願いします。なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請の内容を見直す場合がありますのでご承知おきください。

２．長野県内における、市民のボランティア・地域の活動について

被災地において活動する際は、次の基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

* 「人との接触機会の最小化」、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「換気の徹底」など３つの密を避ける対策を講じること
* 活動場所において、活動するボランティアや対象者の手指消毒、頻繁に触れる箇所の消毒、検温、健康状態の聞き取り等を行うこと
* 発熱や体調不良などがある場合は、速やかに活動を休止し、感染予防に努めること
* 県及び活動する市町村の感染防止対策、それぞれの活動の種類に応じて、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策を検討、実施すること

　　　（参考）

* 別添「５月１６日以降の長野県としての対応—「新しい生活様式」の定着に向けて県民の皆様へのお願い
* 令和２年（2020年）５月15日付け「当県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項に基づく感染防止策の徹底等について（依頼）」（県内NPO法人代表者あて）
* 別添「業界別ガイドライン掲載先一覧」